

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県長野市稻里一丁目5番地3

氏 名 ミヤマ株式会社 代表取締役 南 克明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成30年 6月 8日

許可の有効年月日 平成37年 6月 7日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

- 取扱う特別管理産業廃棄物
 - ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
 - ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
 - ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
 - ・廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度PCB廃棄物を除く。）
 - ・ポリ塩化ビフェニル汚染物（高濃度PCB廃棄物を除く。）
 - ・廃水銀等
 - ・鉛さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・廃石綿等
 - ・ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン（以下、裏面記載）

チレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月 8日 初期許可

平成 7年 9月 8日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(5) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(6) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成 10年 6月 8日 更新許可

平成 15年 6月 8日 更新許可

平成 18年 6月 16日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（ダイオキシン類を

（以下、2枚目記載）

		含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。
(2)	特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻(ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。	
(3)	特別管理産業廃棄物の種類に汚泥(ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。	
平成19年 1月30日	変更届出書受理(代表者を南榮嗣から変更したこと。)	
平成20年 6月 8日	更新許可	
平成25年 6月 8日	更新許可	
平成25年11月11日	事業範囲の変更許可	
(1)	特別管理産業廃棄物の種類に廃油(1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。	
(2)	特別管理産業廃棄物の種類に汚泥(1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。	
(3)	特別管理産業廃棄物の種類に廃酸(1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。	
(4)	特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ(1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。	
平成26年 9月25日	事業範囲の変更許可	
(1)	特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものに限る。) を追加したこと。	
(2)	特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものを除く。)に限る。) を追加したこと。	
(3)	特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。) を追加したこと。	
(4)	特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物(汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該廃棄物に塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。)に限る。) を追加したこと。	
(5)	特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物(廃プラスチック類のうち、当該廃棄物に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。)に限る。) を追加したこと。	
(6)	特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物(金属くず、陶磁器くず又はがれき類のうち、当該廃棄物に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。)に限る。) を追加したこと。	
平成28年 3月31日	変更届出書受理(本店所在地を長野県長野市丹波島一丁目1番12号から変更したこと。)	
平成28年 7月 6日	事業範囲の変更許可(特別管理産業廃棄物の種類に廃水銀等を追加したこと。)	
平成28年12月 2日	事業範囲の変更許可(特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加したこと。)	
平成30年 6月 8日	更新許可(優良認定)	
以下余白		

優良認定

4. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無

(以下、裏面記載)

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

優良認定基準対応版